

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、平成十七年十一月、中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港特別行政区」という。）から我が国に対し刑事共助協定に係る公式協議の開始を申し入れてきたことを受け、平成十八年九月より交渉を行った。この結果、協定及び合意された議事録の案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十年五月二十三日に香港において、日本側佐藤在香港総領事と香港特別行政区側李少光保安局長官との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、一方の締約者が他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局（我が国については法務大臣又は国家公安委員会等が、香港特別行政区については法務長官等が務める。）を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものである。この協定の締結によって、我が国及び香港特別行政区のそれぞれにおける共助が一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化・迅速化が期待される。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文二十箇条及び末文から成っているほか、この協定とともに合意された議事録が作成されており、それらの主要内容は、次のとおりである。

- 1 各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施すること等、この協定に基づく共助の実施に関する基本的な原則について定める。（第一条）
- 2 この協定に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、香港特別行政区は法務長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定すること等について定める。（第二条）
- 3 被請求締約者が共助を拒否することができる場合等について定める。（第三条）
- 4 共助の請求の方法、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。（第四条）

- 5 この協定に基づき請求された共助の実施に当たっては、被請求締約者は当該共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施すること、被請求締約者の権限のある当局は当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとること等、被請求締約者が請求された共助の実施に当たってとらなければならない手続等について定める。(第五条)
- 6 請求された共助の実施に要する費用の負担等について定める。(第六条)
- 7 この協定の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件について請求締約者に課される使用目的の制限及びこれらに関する請求締約者の秘密保全等について定める。(第七条)
- 8 この協定の規定に従って提供された物件の輸送、保管及び返還に関する条件について定める。(第八条)
- 9 証言、供述又は物件の取得について定める。(第九条)
- 10 人、物件又は場所の見分について定める。(第十条)
- 11 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。(第十一条)
- 12 被請求締約者の当局の保有する物件の提供について定める。(第十二条)
- 13 請求締約者の関係当局への出頭が求められている者に対する招請についての伝達について定める。(第十三条)
- 14 拘禁されている者の身柄の移送であつて、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのものについて定める。(第十四条)
- 15 請求締約者の関係当局に出頭することに同意した者又は請求締約者の管轄内に身柄を移されることに同意した者につき与えられる保護措置等について定める。(第十五条)
- 16 裁判上の文書の送達について定める。(第十六条)
- 17 犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続についての共助について定める。(第十七条)
- 18 この協定のいずれの規定も、いずれか一方の締約者が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自己の法令に従って他方の締約者に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではないことについて定める。(第十八条)
- 19 両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措

置について決定することができると、両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議するものとし、合意に達するようあらゆる努力を払うこと、この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて解決することについて定める。（第十九条）

20 この協定の効力発生及び終了について定めるとともに、この協定の効力発生の日以後に行われた共助の請求（請求された共助がこの協定の効力発生の日以前に行われた行為に係るものである場合を含む。）についてこの協定を適用することについて定める。（第二十条）

21 この協定の第一条2（4）及び第十二条に関し、日本国及び香港特別行政区のそれぞれにおける「当局」の範囲について定めるとともに、この協定の第三条4の規定は、同条1の規定が日本国の国際捜査共助等に関する法律第二条第二号に規定する「条約に別段の定めがある場合」に該当するとの解釈を妨げるものではないことについて定める。（合意された議事録）

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。